

事業所得者の方の記載例

申告をする必要のある所得が事業所得のみの方の場合

手順1
11ページ参照

青色申告者は、青色の文字を○で囲みます。

手順2
12ページ参照

手順3
18ページ参照

〇〇 税務署長 平成 26 年分の 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0120	
住所 〒XXXX-XXXX	フリガナ コウセイ イタク
氏名 国税 太郎	印
生年月日 46/11/16	職業 〇〇会社 〇〇商店 国税太郎 本人

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>収入金額等</td><td>事業等</td><td>4899/27</td></tr> <tr><td>所得金額</td><td>事業等</td><td>4899/27</td></tr> <tr><td>所得から差し引かれる金額</td><td>合計</td><td>1980240</td></tr> </table>	収入金額等	事業等	4899/27	所得金額	事業等	4899/27	所得から差し引かれる金額	合計	1980240	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>課税される所得金額</td><td>2918000</td></tr> <tr><td>配当控除</td><td>194300</td></tr> <tr><td>青色申告特別控除額</td><td>650000</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1983000</td></tr> </table>	課税される所得金額	2918000	配当控除	194300	青色申告特別控除額	650000	合計	1983000
収入金額等	事業等	4899/27																
所得金額	事業等	4899/27																
所得から差し引かれる金額	合計	1980240																
課税される所得金額	2918000																	
配当控除	194300																	
青色申告特別控除額	650000																	
合計	1983000																	

明治・・・「1」
大正・・・「2」
昭和・・・「3」
平成・・・「4」

手順4
27ページ参照

○ 黒字の場合…
100円未満の端数を切り捨てた金額（黒字の金額が100円未満の場合は「0」を記入）
○ 赤字の場合…
金額の頭に「△」または「-」をつけてそのままの金額を記入

手順5
31ページ参照

該当する事項がある方のみ記入

- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、ボールペンで、強く記入します。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- この記載例では、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成26年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中にていねいに記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記入例②

記入例③

【参考】青色申告決算書（一般用）】

F A O 2 0 3

平成 26 年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	〇〇市△△町X-XX-X	フリガナ氏名	〇〇 国税 太郎	事務所所在地	
事業所所在地	〇〇市××町X-XX	電話番号	(自宅) XX-XXXX-XXXX (事業所) XX-XXXX-XXXX	氏名(名称)	
業種名	〇〇小売業	加入団体名	〇〇青色申告会	電話番号	

平成27年2月16日

損益計算書 (自 〇〇月 〇〇日 至 〇〇月 〇〇日)

提出用	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
平成二十五年分以降適用	売上(収入)金額 (雑収入を含む) ①	36542800	消耗品費 ⑦	151233	貸倒引当金 ⑮	98363
	戻首商品(製品)額 ②	5057425	減価償却費 ⑧	924265	各種引当金 ⑯	
	仕入金額(製品)額 ③	26249120	福利厚生費 ⑰	109100	計 ⑰	98363
	小計(②+③) ④	31306545	給料賃金 ⑱	1752000	専従者給与 ⑳	1200000
	期末商品(製品)額 ⑤	6090045	外注工賃 ㉑		貸倒引当金 ㉒	158771
	差引原価(③-⑤) ⑥	25216500	利子割引料 ㉓	37593	計 ㉓	1358771
	差引金額(①-⑥) ⑦	11326300	地代家賃 ㉔	1320000	青色申告特別控除前の所得金額(①+②-⑥) ㉕	5589127
	租税公課 ⑧	139500	貸倒金 ㉖	82700	青色申告特別控除額 ㉖	650000
	荷造運賃 ⑨	78520	雑費 ㉗	297770	所得金額(⑦-⑧) ㉗	4899127
	水道光熱費 ⑩	194892	計 ㉘	4516765		
	旅費交通費 ⑪	80540	差引金額(⑦-⑧) ㉙	6809535		
	通信費 ⑫	136821				
	広告宣伝費 ⑬	118700				
	接待交際費 ⑭	156131				
	損害保険料 ⑮	42200				
	修繕費 ⑯	82800				

- 1 -

※ 青色申告特別控除額は、次により書いてください。

- (1) 65万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義によることを選択している方を除きます。）で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従って記帳している方は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内提出の確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（租税特別措置法第26条の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- ①65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- ②65万円を超える場合は65万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- (2) 10万円の青色申告特別控除……(1)の控除を受ける青色申告者以外の青色申告者((1)の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。)は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（租税特別措置法第26条の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- ①10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- ②10万円を超える場合は…10万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。